

2015年3月18日

旭有機材工業株式会社

内部統制体制構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、取締役会において、内部統制体制構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所につきましては、下線で示しております。)

記

I. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の取締役、業務執行の権限を委譲された執行役員、および従業員は、法令、定款の遵守は言うまでもなく、社会の構成員として求められる社会倫理規範に基づき行動する責務を負っている。この認識に基づき、当社はグループ理念およびこれを実践するための根本規則として企業倫理要綱を定め、その徹底を図るために定期的に教育を行っている。また財務報告の信頼性を確保する体制を整えている。なお、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、企業倫理要綱に、いかなる関係も持つてはならないと定めており、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ②当社は、「取締役会規程」に基づき、月1回以上、取締役会を開催している。また、各取締役および各監査役は、取締役会その他の会議体への出席等を通じて、取締役の職務執行状況および執行役員の業務執行状況を把握し、その監督を行っており、また、社外取締役を選任することにより、コンプライアンスを含む事業運営全般への監督機能の強化を図っている。
- ③経営方針等の最重要事項については、「取締役会規程」において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの事項については取締役会にて決定されている。
- ④取締役および執行役員は、「決裁権限者規程」その他の社内規程に従って、その職務に責任を持ち、業務を執行している。また、従業員も同様に、「決裁権限者規程」その他の社内規程に従って、その職務に責任を持って業務を執行しており、担当の取締役および執行役員がそれを監督している。
- ⑤当社は監査役設置会社であり、監査役は、取締役会やその他の重要会議に出席し、監査役会が定めた監査方針の基に、業務執行状況について定期的に実地監査を行なうなど、法令および定款に対する取締役の職務執行の適合状況および執行役員の業務執行の適合状況を監査している。
- ⑥当社の企業倫理実践体制の強化を図るため、通常の報告経路から独立した社内通報制度として「企業倫理ホットライン」(内部通報制度)を設け、これによる通報に真摯に対応している。
- ⑦執行役員および従業員の業務の執行状況を内部監査部門が「内部監査規程」に従ってモニタリングし、法令および社内規程の遵守状況等を定期的に代表取締役社長執行役員に報告するとともに、適切な指導を行なっている。また、監査役は取締役の職務執行状況、ならびに執行役員および従業員の業務執行状況に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めている。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役および執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、決裁書類等を法令および社内規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
- ② 経営会議議事録その他経営および職務の執行に係る重要な情報や決定事項などは、所管部場にて作成し、「情報管理基本規程」その他の社内規程に基づき、適切に保存・管理している。なお、これらの情報の保存・管理状況については、内部監査部門が定期的に確認している。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社において企業活動に伴う損失の危険の管理については、事業遂行上の多様なリスクについて優先順位付けを行ない、優先順位付けされた個々のリスクにつき、その発生を未然に防止するための手続き・体制や、発生した場合の対処方法等を定める社内規程などを整備し、それに基づき所管部場が管理している。また、発生した重要な事象については取締役会に報告している。
- ② 個々の部場の担当範囲を超える損失の危険の管理については、管理本部が全社的な観点からこれに対処するとともに、輸出管理法規や独占禁止法の遵守体制、財務報告の信頼性を確保する体制の整備など、組織横断的なチェック機能や牽制体制を構築し、法令に反した不適正な業務執行によるリスクの低減に努めている。
- ③ 取締役会、経営会議およびその他の重要な会議において、業務執行取締役、執行役員および経営幹部の従業員により、遺漏なく業務執行に関わる重要な報告が定期的になされている。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入しており、経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図っている。また、業務を執行する取締役は執行役員を兼務している。各執行役員は、取締役会が決定した経営方針に基づく業務執行権限を委譲され、上位の取締役の監督のもとで経営方針に従い、業務執行にあたっている。
- ② 取締役社長執行役員決裁事項については、その判断の確保と意思決定における透明性を目的として、経営会議を原則として、月1回開催し、当該事項について十分な事前審議を行っている。
- ③ 当社は、取締役社長執行役員を議長とする経営会議において、各執行役員による業務執行状況の報告および経営に関する情報交換を行うこと等により、職務執行の効率向上を図る仕組みを設けている。
- ④ 生産・販売・損益等に関する情報は、ITを活用したシステムにより、迅速・的確に社外取締役を含む各取締役および執行役員に提供されている。

V. 当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の業務の適正を確保するために、当社のコーポレートガバナンス、コンプライアンス体制に準じた諸制度を子会社に導入し、その浸透に努めている。
- ② 各子会社について担当の取締役または執行役員を定めており、担当取締役または執行役員より子会社の業務状況につき、取締役会において定期的に報告が行なわれている。
- ③ 経営に影響を及ぼす重要な事項の決定に関する当社の関与の仕組みを明確にした「グループ関係会社運営規程」に基づき、子会社を適切に管理している。

④当社の内部監査部門は、子会社の業務執行状況につき監査を実施し、定期的に社長に報告している。

VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する体制

監査役より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、当社の従業員から監査役補助者を任命する。

VII. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項において、監査役補助者をおいた場合には取締役からの独立性を確保する。

VIII. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役、執行役員および従業員は、監査役に報告すべき事項および方法について、定められた規程にそって報告している。

②監査役は必要に応じて取締役、執行役員および従業員に報告を求めている。

③監査役は、毎年度末に取締役に対し、取締役の職務執行状況に関する確認書の提出を求めている。

④取締役、執行役員および従業員は、業務執行に係る重要な会議につき、監査役に招集の案内を送付し、監査役は必要に応じて会議に出席している。

IX. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、執行役員、従業員および内部監査部門、ならびに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、業務を担当する取締役、執行役員および従業員に対し業務執行に係る報告を定期的に求めている。

以上